

シンボルロード管理運営を考える会議



2023. 8. 19
朝霞市都市建設部

シンボルロードの歴史

昭和53年（1978年）

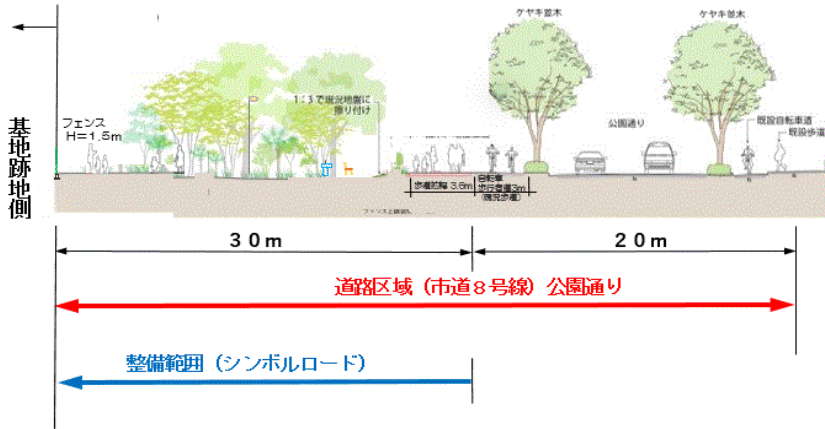


令和4年（2022年）



シンボルロードの整備の経緯

- 基地跡地公園・シンボルロード整備計画を踏まえ、東京オリンピックパラリンピックへの競技会場へのアクセスルートのひとつとして、先行的にシンボルロードを整備
- 市役所前（はじまりのケヤキ）を起点として南口広場までの延長約800mに及ぶ広幅員の緑の道



シンボルロードの整備の経緯

【市民協働による緑豊かで魅力ある空間づくり】

- ・緑の空間を快適に持続可能に維持し、シンボルロードを人々が活動できる場として整備前の段階から市民と協働で整備。
- ・整備後の緑の管理のあり方や利活用の方法などを市民説明会、現地見学会、シンボルロード管理運営を考える会議、意見交換会など様々な機会を促して実施。

【オープニングセレモニー】

いつでも人が憩い・集え・まちに新たな活力と賑わいをもたらす「緑のみち」として、シンボルロードをこれからどう活用していくか。そのひとつの活用例を市民にお示しするため、オープニングセレモニーにおいて、様々なイベントの企画・運営を市民と行政の協働により実施。

▼市内の造園業者さんも参加したワークショップ



▼シンボルロードエリア内の見学会



シンボルロードオープニングセレモニー（2020年2月22日）



▼市民と協働による散策路の整備



【交流の場の創出】

- ・地元の食材を使った飲食店
- ・手づくり雑貨のマルシェ
- ・ジャズ演奏

【自然を活かした遊び場の創出】

- ・プレーパーク
- ・スラックライン体験
- ・ツリークライミング体験



シンボルロードの整備の経緯



歴史的な意味を持った、緑ゆたかな【道路】
としてのシンボルロードが完成

シンボルロードの利活用の広がり

ちいさなテラス



あさか冬のあかりテラス



キッチンカー出店



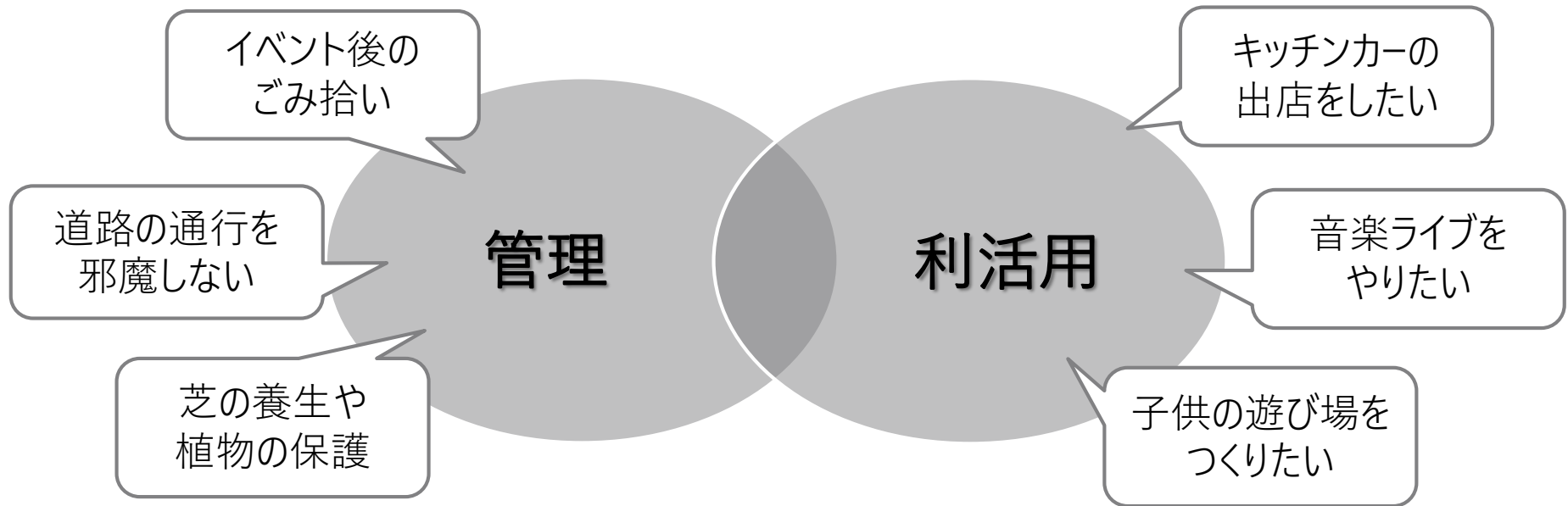
この会議で目指すところ

シンボルロードの価値を守りながら、
みんながやりたいことを実現できる場所に



歴史と緑が調和し、人が集い、憩い、
愛される場所でありつづける

そのために必要なこと



一定の（できるだけ柔軟な）ルールのもとで、
管理と利活用が両立されること

みんなで考えてみませんか

第1回
(3 / 19)

みんなの「やりたい！」を話そう
(シンボルロードの価値や、理想の姿を共有)

第2回
(6 / 25)

やりたいことをどうしたらできるか考えよう
(法的な観点や管理・利活用の両立)

第3回
(本日)

みんなが使いやすく、使いたくなるルールを考えよう
(分かりやすくかつ柔軟なルールづくり)

「シンボルロードのつかいかたガイドブック（仮称）」に
まとめる

前回（6 / 25）のふりかえり

やりたいことをどうしたらできるか考えよう
（法的な観点や管理・利活用の両立）

【グループワークのテーマ】

- ①：みんなの「やりたいこと」の中で、特にやりたいこと、できたらいいこと
- ②：そのために必要な「ルール」を考えよう



前回（6 / 25）のふりかえり

①：みんなの「やりたいこと」の中で、
特にやりたいこと、できたらいいこと（主な意見）

- ・個人で自由に過ごせる憩いの場がほしい。ベンチや常設のカフェ等。
- ・ダンスイベントやキッチンカー、物販など複合的にイベントを開催したら良い。
- ・個人での蚤の市や楽器演奏、音楽イベントができれば良い。
- ・青空児童館等の子供の居場所として活用したい。
- ・人生の先輩から話を聞く場があったら良い。

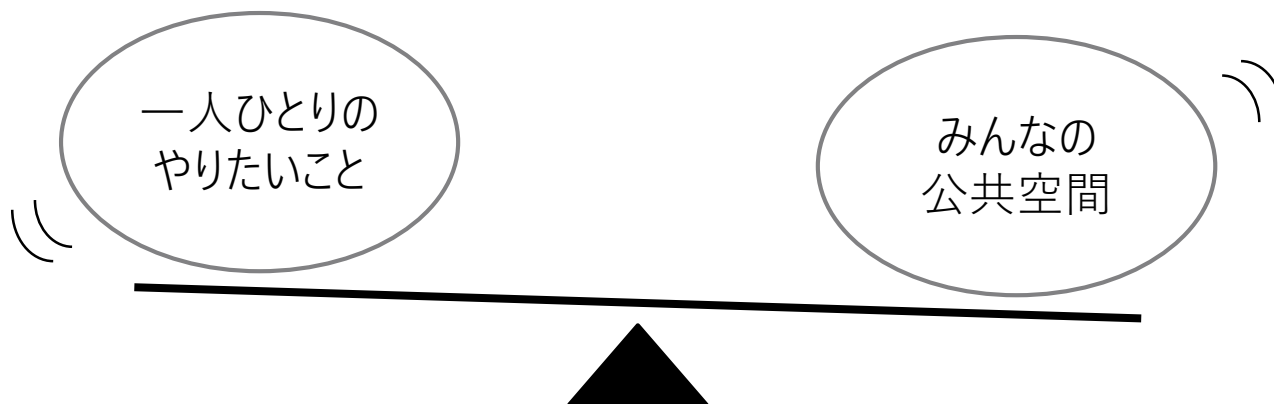
前回（6 / 25）のふりかえり

②：そのために必要な「ルール」を考えよう

- ・マナーとして考えていくことが大事である。
- ・火気使用はアスファルト部分のみに絞る。
- ・樹木や希少種を保護する。森を守る意識がほしい。
- ・大規模なイベントを開催する場合は責任者や禁止事項を周知し、安全管理を徹底していきたい。
- ・スケボーなど、使用したい当事者がルールを考えていくことが大事だと思う。
- ・小さい団体でも使いやすくなるよう仕組み作りが必要である。

本日のテーマ

みんなが使いやすく、
使いたくなるルールを考えよう
(分かりやすくかつ柔軟なルールづくり)



バランスを支えるためのルール

できることと、できないことの線引き
やりたいことを実現するための方法 (気を付けるべきこと)

禁止事項について

- シンボルロード = 「道路」としてのルールが適用

道路交通法における禁止行為（第76条）

何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
- 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。
 - 一 道路において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。
 - 二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。
 - 三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。
 - 四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。
 - 六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

道路法における禁止行為（第43条）

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

禁止事項について

- シンボルロード = 「道路」としてのルールが適用

道路交通法における禁止行為（第76条）

何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
- 4 何人も、他の各号に掲げる行為はしてはならない。

NG

- 交通（車、人）の妨害となるおそれ
- 道路（街路樹等の施設含む）を
損傷・汚損するおそれ

同一箇所に掲げるものは、道路又は交通の状況により、公安委員等が、道路における交通の危険を正し、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

道路法における禁止行為（第43条）

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

「自由使用」と「特別使用（占用）」

自由使用（一般使用）

（例）

- 自動車、自転車、歩行者の通行
- 散歩、ジョギング

一般の自由な交通に供するという道路本来の目的に合うもの

⇒ 許可不要で、
誰でもいつでも
自由に使用可能

特別使用（占用）

（例）

- 露店など工作物の設置、イベントの開催
- 水道、電柱の設置、看板の設置

道路の空間を独占的・継続的に使用すること

⇒ 道路の本来機能を阻害しない範囲で許可により可能
＝道路の占用

シンボルロードで道路占有ができるもの

- 占有できる物件（道路法）

→電柱、下水道管などのインフラ関係施設
露店、商品置き場、食事施設、購買施設
看板、日よけ、アーケード 等に限定

- 占有できる主体（シンボルロードに関する市の基準）

→地方公共団体などの公共的団体
自治会等地縁団体、商工会、商店会等非営利団体、これらに準ずる団体
市が共催・後援・協賛等を行う事業で、担当課より占有申請されるもの
等に限定

• 占有の許可をとればできるものも沢山ある
• ただし、一定のルールは必要

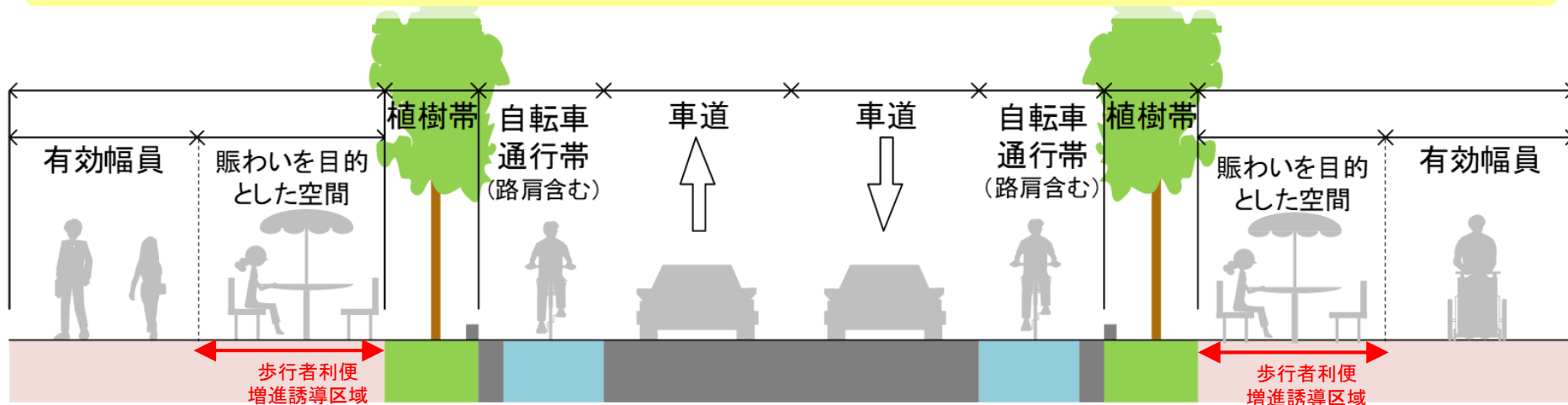
歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)を創設

賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度

【道路法等の一部を改正する法律(R2.11.25 施行)】



歩道等の中に **“歩行者の利便増進を図る空間”**を定めることが可能に!!



人のための道路を目指す機運の高まり
→道路の利活用がしやすくなっている

ほこみちの活用事例

- ほこみち制度の活用により、歩道上に、飲食店のテラス席、キッチンカー、休憩施設、オープンカフェ等の設置が可能となり、歩道の柔軟な利活用が推進。
- 占用主体が道路維持管理の協力(除草、清掃、植樹剪定等)も行う場合、占用料の90%を減額。

◇神戸市（市道若菜神戸駅線）



※写真は自治体より提供

◇横浜市（日本大通り）



※写真は自治体より提供

◇福井県敦賀市（国道8号）

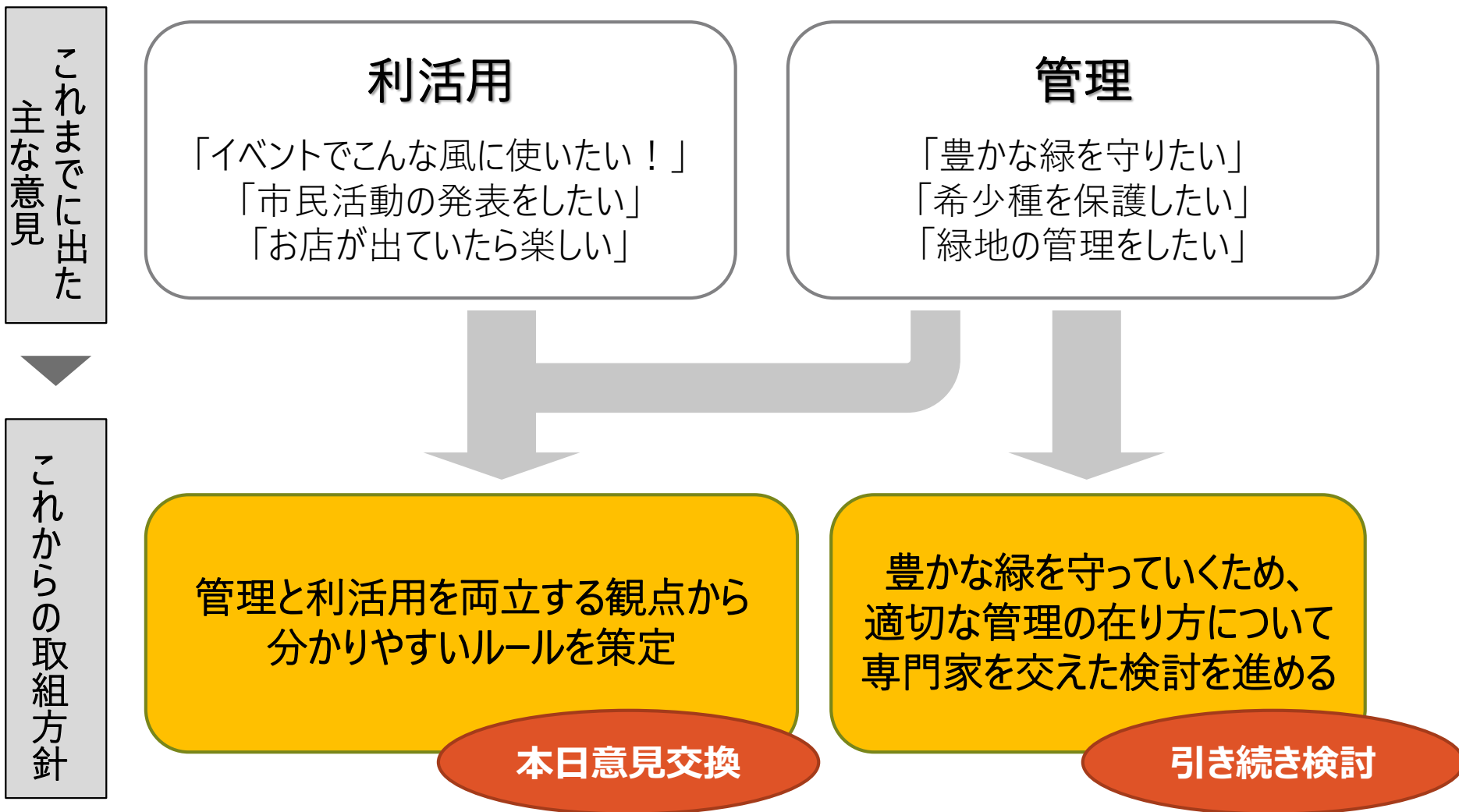


◇岐阜県大垣市（主要地方道大垣停車場線）



※写真は自治体より提供

シンボルロードのこれから



本日の流れ

1. 趣旨説明（市）：20分

2. グループワーク：60分（進行：大橋尚美氏）

- 進行説明、自己紹介など（10分）
- テーマ①：シンボルロードに必要なルール（案）について（20分）
- テーマ②：使いやすく、使いたくなるための工夫のアイデア（20分）
- 各班でまとめ（10分）

3. 各班からの発表：30分

4. 講評・まとめ（戸田芳樹氏）：10分

シンボルロードに必要なルール（案）

これまでのワークショップで出てきた意見を踏まえ、
市でシンボルロードらしいルール案を作成しました

<大切にしたこと>

- ・禁止事項のルールはなるべく最低限に
- ・火気、車両の乗り入れ等は、できる場所や条件を分かりやすく
- ・植生の状況など、シンボルロードの場所の特性に応じて考える

シンボルロードに必要なルール（案）

緑を大切にしながら使えるゾーン

・土のゾーン



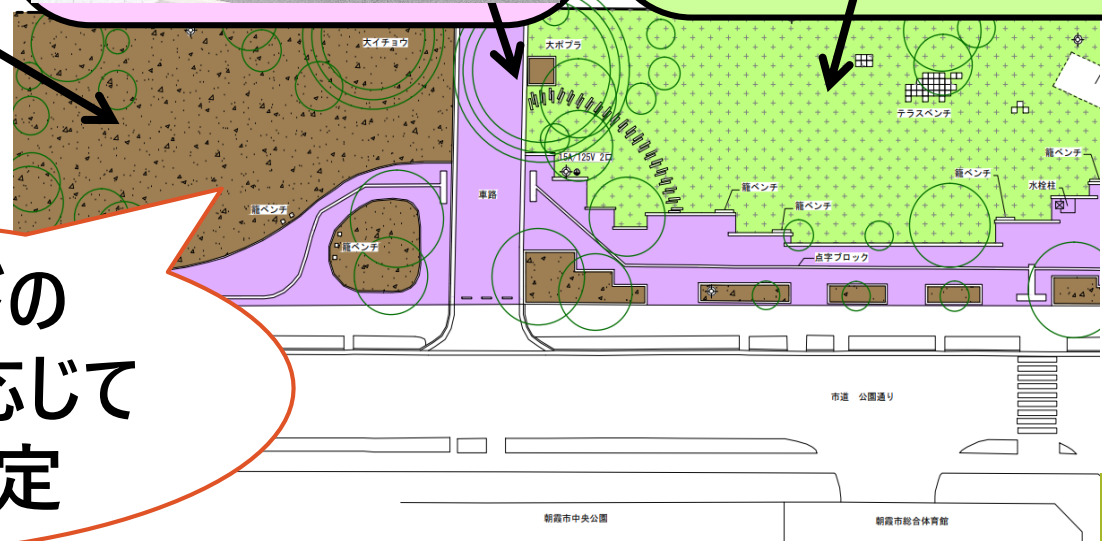
・舗装のゾーン



・芝のゾーン



シンボルロードの
場所の特性に応じて
ルール案を策定



(1) 共通ルール (案)

※シンボルロードをつかう
全ての人を対象

- ・シンボルロードを好きになること。
- ・樹木・生物を大切にすること。
- ・樹木はもちろんのこと、椅子や道路、テラスなどの施設を傷つけないこと。
- ・利用者はごみを持ち帰ること。
- ・苦情が出るレベルの音、におい、照明・光の発生を伴う行為はしないこと。
- ・歩行者や自転車・車の交通の妨げになるような危ないことはしないこと。
- ・喫煙は受動喫煙防止の観点から配慮を行うこと。
- ・犬などペットの散歩はリードをつけること。
- ・占有が必要な行為は許可を受けること。

(2) 占有する際のルール (案)

※シンボルロードを占有してイベント等を行う人が対象

- ・占有が可能なものは、シンボルロードの賑わいづくりに資する、来訪者が楽しめる等の公益性があるものに限られます。
- ・占有実施後は清掃など、現状復旧してください。
- ・火気の使用、車両、工作物の設置については、下記の場所で可能です。

占有(実施にあたりスペースを確保する必要がある場合)

		車(キッチンカーなど)		工作物(屋台など)		その他	
		火気	その他	火気(要養生)	その他	火気(要養生)	火気使用なし
芝のゾーン	広場	×	×	×	○	×	○
土のゾーン	樹木密集低	○ (要養生)	○ (要養生)	○	○	○	○
	樹木密集高	×	×	×	○	×	○
舗装のゾーン		○	○	○	○	○	○
使用例		キッチンカーなど	車の展示など	調理系の屋台など	クラフト系の屋台など	BBQ、ビアガーデンなど(ガスコンロ使用)	コンサート、ストリートライブ、ダンス、スラックライン、プレーパーク、虫取り観察会、フリーマーケット、展示会、集会、協議会、大縄跳び等

グループワークのテーマ

- テーマ①：シンボルロードに必要なルール（案）について（20分）

現在のルール（案）について、利活用と管理の両立を目指す観点から、意見交換をお願いします。（修正点や追加すべき点等）

- テーマ②：使いやすく、使いたくなるための工夫のアイデア（20分）

シンボルロードをもっと使いやすく、使いたくなる場所にするため、市では利活用のルールを「つかいかたガイドブック（仮称）」にまとめることを考えています。

もっと皆さんが使いやすくなるためのアイデアはありますか？

グループワークの進め方

- 自己紹介、「発表役」と「書記役」の決定（5分）
- テーマ①：シンボルロードに必要なルール（案）について（20分）
 1. まず各自で付箋（緑）にルール案に対する意見を記入し、地図上に貼ってください（5分）
 2. 一人ずつ全員が発表し、意見交換をしてください（15分）
- テーマ②：使いやすく、使いたくなるための工夫のアイデア（20分）
 1. より使いやすく、使いたくなるためのアイデアについて、各自で付箋（黄）に記入してください（5分）
 2. 一人ずつ全員が発表したのち、意見交換をしてください（15分）
- 発表に向けたみんなの意見のまとめ（10分）

グループワークにあたって

<ルール>

- 自由に発想し、ひとの意見を否定しない
- お互いの考えを尊重し、自分の意見をおしつけない
- みんなが発言する。誰かひとりが話しすぎないように気をつける
- 話しながら考えが変わってもよい

今後の取組について

利活用

管理と利活用を両立する観点から
分かりやすいルールを策定

- 分かりやすくルールをまとめた「つかいかたガイドブック」作成
- 道路の利活用を促進するための「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の活用
- 色々な団体が利活用しやすくなる仕組みの検討（提案募集等）

管理

豊かな緑を守っていくため、
適切な管理の在り方について
専門家を交えた検討を進める

- 希少種等の植生の観点を踏まえたルールを策定
 - 朝霞市と包括連携協定を結ぶ（公財）都市緑化機構など、専門機関と連携
 - 専門家を交え、適切な管理の方法に関する勉強会などを開催
- ⇒必要に応じてルールの見直し

今後も継続的に意見交換を行っていく